

全国安全週間を迎えるにあたり 労働災害のない職場づくりに向けた労働局長メッセージ

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的とした取り組みを行う週間です。

昭和3年に初めて実施されて以来、一度も中断することなく続けられており、今回で第93回を迎え、事業場における自主的な安全管理活動を通じた労働災害の防止などに大きな役割を果たしています。

毎年7月1日から7月7日までが本週間で、その実効を上げるため、6月1日から6月30日までが準備期間となっております。

本年の兵庫県内の労働災害を見ますと、1月には県内の建設現場で4件の死亡災害が発生し、緊急決起大会や安全パトロールなど様々な取組を実施しましたが、その後も建設業、陸上貨物運送事業などで死亡災害が発生し、5月27日の時点において、既に全業種で13人（うち建設業7人）の労働者の尊い命が失われるという極めて憂慮すべき事態となっております。なかでも60歳以上の労働者が被災する割合が高く、このような発生傾向に歯止めを掛けなければなりません。

また、休業災害では、業種を問わず、年々転倒災害が増加し、特に50歳以上の被災が多く、男女比で見ると50歳から69歳までの女性が男性の約2倍被災しています。傷病別では転倒による骨折が多く、長期に職場を休まなければならない状況があるなど、転倒災害は決して軽く見てはいけぬ災害です。

近年増加している高年齢労働者の労働災害防止対策をはじめとした、安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、誰もが安心して安全に働くことができる社会を実現するために、全国安全週間（準備期間を含む。）を契機として「全国安全週間実施要綱」の実施事項を踏まえ、各事業場の安全衛生活動を今一度総点検していただき、残留するリスクを放置することなく、確実にリスク低減措置を講じ、『許容できないリスクのない職場づくり』に努めていただきますようお願いいたします。

また、工場や店舗等を再開するときは、休止していた機械設備の再稼働、作業の準備などに点検や修理などの非常作業を伴うことがありますので、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にも配慮しつつ、安全確認の徹底をお願いいたします。

令和2年5月28日

厚生労働省 兵庫労働局
労働局長

荒木祥一